

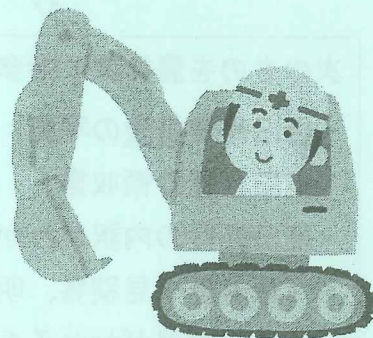
# 農地などの災害復旧に補助します

令和6年豪雨災害で被災した農地や農道、農業水路などの原形復旧等に対し、次のとおり補助金を交付します。

**令和7年3月までの復旧が難しい場合は、必ず農林課にご相談ください。**

## ◎対象となる経費

- ・ 工事費（業者に発注するもの）
- ・ 資材購入費
- ・ 機械や器具のリース料
- ・ 機械を使用したときの燃料の実費・・・など



## ◎対象となる作業等の例

- ・ 農地の復旧（土砂や流木等の撤去、畦畔の復旧など）
- ・ 水路の復旧（土砂等の撤去、欠損した水路の補修など）
- ・ 農道の復旧（土砂等の撤去、崩落した農道の復旧など）
- ・ 故障した揚水機や水中ポンプの修繕、交換
- ・ 応急的な用水手当てとして水中ポンプをリース・・・など

## ◎注意

- ・ 復旧内容が補助金の対象となるか分からない場合は、あらかじめご相談ください。
- ・ 被災時点で耕作していない農地は対象となりません。
- ・ 自ら復旧する場合の賃金や謝礼、可搬式ポンプの修繕費は対象となりません。
- ・ 業者等への依頼は、ご自分で行ってください。業者が多忙で工事を請け負えない場合は、時期をずらして依頼してください。

## 補助金額

**対象となる経費の100%**

**（1か所あたり上限40万円）**

※経費を支払う際に振込手数料がかかった場合は、  
その実費を上記の補助金に加えて交付します。

## 申請期限

**令和7年4月30日まで**

※令和7年3月31日までに補助金の振込が必要な場合は、令和7年3月10日までに  
申請手続きを完了してください。

裏面に続く ➞



## 申請手続き

補助金の申請手続きの流れは、次のとおりです。

町税や上下水道料金等の滞納がある場合は、完納してから申請してください。

### すでに復旧経費を支払った場合



次のものを農林課に持参してください。

- ・ 復旧作業前後の写真
- ・ 復旧経費の領収書
- ・ 復旧経費の内訳がわかるもの  
(請求書や見積書、明細書など)
- ・ 振込手数料がわかるもの  
(経費を口座振込で支払った場合のみ)
- ・ 振込先口座がわかるもの



町から補助金が振り込まれます

### 復旧経費の前払いを受けたい場合



次のものを農林課に持参してください。

○復旧作業が終わっている場合

- ・ 復旧作業前後の写真
- ・ 復旧経費の請求書
- ・ 復旧経費の内訳がわかるもの  
(見積書や明細書など)
- ・ 振込先口座がわかるもの

○これから復旧作業を行う場合

- ・ 復旧作業前の写真
- ・ 復旧経費の見積書
- ・ 振込先口座がわかるもの



町から補助金が振り込まれます

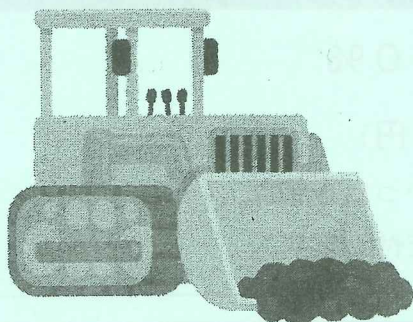


復旧経費を支払った後、次のものを提出してください。

- ・ 作業後の写真(まだ提出していない場合)
- ・ 復旧経費の領収書
- ・ 振込手数料がわかるもの  
(経費を口座振込で支払った場合)



振込手数料がかかった場合は、  
その実費が追加で振り込まれます



【申請・お問合せ先】

真室川町役場 農林課農林整備係 TEL. 0233-62-2052